

工事等請負有資格業者名簿に登録された有資格業者の皆さまへ

この資料には有資格業者の方に遵守していただくことが書いてあります。必ず目を通し、以下の内容に違反することがないように日々の業務を行ってください。

平成 23 年 3 月 福島県総務部入札監理課

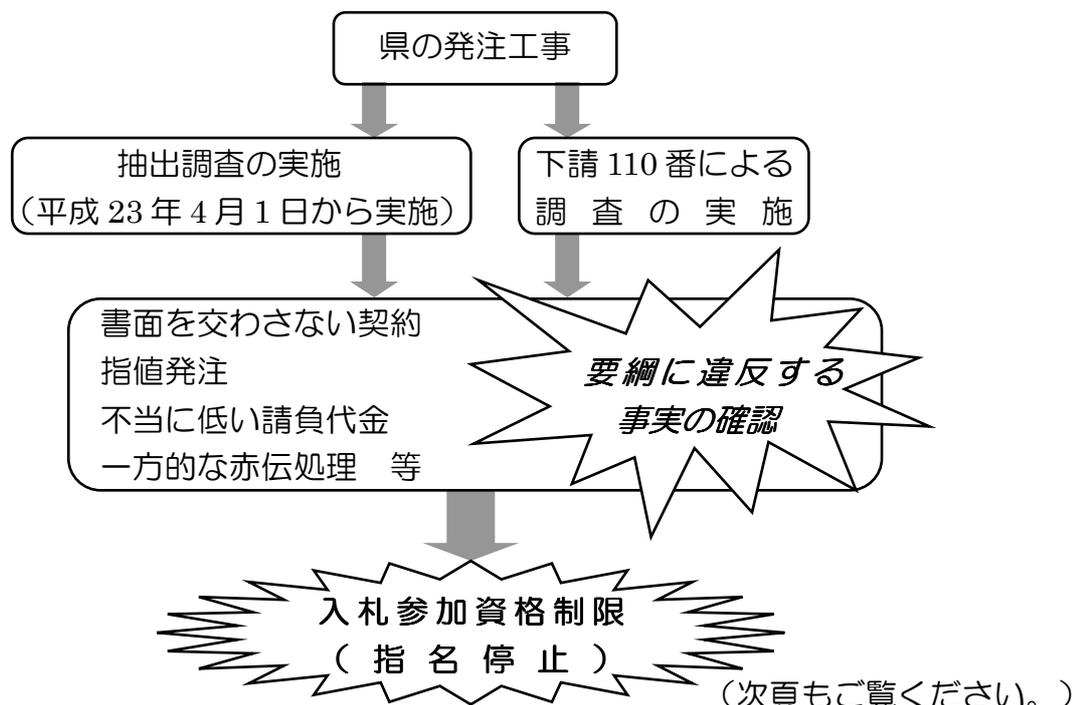
1. 適正な下請契約の締結について

本県では、県発注工事における元請・下請関係の適正化を図るため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」を定めています。

この要綱に違反しますと、県は、違反した者及びその者を指導する立場にある者（県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請）に対して指導等を行います。適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限措置（指名停止）の対象となります。

また、平成 23 年 4 月から県発注工事等における元請下請間の契約の内容や手続きが適切かどうかや、支払いの状況等を確認する抽出調査を行うこととしました。この調査結果については、福島県入札制度等監視委員会に報告することとなり、この調査により要綱に違反する事実が確認された場合にも、入札参加資格制限（指名停止）の対象となる場合があります。

このほか、県発注工事における元請・下請間の法令等に抵触する行為があった場合の通報窓口として、「下請 110 番」を設置しています。詳しくは、各工事の発注機関、または総務部入札監理課（024-521-7899）までお問い合わせ下さい。



2. 入札参加資格における委任先の取扱いについて

(1) 受任者の常勤について

平成 23 年 4 月 1 日から「工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱」を改正し、平成 23 年 10 月 1 日以降、同要綱に基づく委任先として登録できるのは「当該営業所に受任者※が常勤していること」を要件とします（平成 23 年 9 月 30 日までを移行期間とします）。

なお、すでに登録済みの委任先でこの要件を満たさない場合は、平成 23 年 9 月 30 日までに変更届（受任者の変更、委任先の廃止等）を提出してください。

変更届の提出が無く、平成 23 年 10 月 1 日以降に違反が確認された場合は、入札参加資格制限（指名停止）の対象となることがあります。

※ 受任者とは「委任状兼使用印鑑届」に記載されている受任者です。また、常勤とは主として当該営業所において勤務していることですので、2つの営業所の受任者となることや、委任者と受任者を同一人物が兼務する登録はできません。

(2) 法律等で許可、登録等が必要な場合の取扱いについて

建設業の許可、測量法の営業所登録、建築士法の建築士事務所登録など、その業を行うに当たって許可登録等が必要な種別を委任する場合は、その委任先においても許可、登録等を受けていることが必要です。

そのため、それぞれの委任種別に該当する許可、登録等が無くなった場合は変更届（委任種別の変更等）を速やかに提出してください。

変更届の提出が無く、要件を満たさないことが確認された場合は、入札参加資格制限（指名停止）の対象となることがあります。

※変更届提出機関

県内に本社のある方	主たる営業所の所在地を所管する建設事務所行政課 ただし、南会津建設事務所については総務課
県外に本社のある方	総務部入札監理課

★それぞれの要綱については、福島県総務部入札監理課のホームページをご覧ください。